

北野高校の校則について

「生活の手引き」（生徒手帳）より

指導部

◆主要な生徒の心得

本校では、自主的に個性豊かな人格を養い、社会と人類に貢献する人間を作ることを教育の方針としており、そこに教師と生徒の信頼関係が成り立っている。

この信頼の上に、生徒はよく学校の指導を受け、これに従うことを高校生活の第一義と心得なければならない。

次に挙げたことは、本校生徒として、是非とも知り、また守らねばならない最低の生活基準である。

守るべきことはよく守って、明朗、活発で、誇り高い北野高校生としての生活をあやまらないように努めねばならない。

1 礼儀

すべての人が相互に敬愛し、切磋琢磨することによって学校教育が成り立つのであるから、先生に対して会釈し、また生徒間でも挨拶を怠らないように努め、外来者に向かっても礼を失わないように心掛けること。

2 言語・動作

お互いの人格を尊重し、上品、明瞭、丁寧、活発であるように心掛け、粗暴、軽佻浮薄、柔弱にならないように努めること。

3 服装及び所持品

高校生の品位にふさわしく、質素・清楚を旨として、贅沢華美に流れないこと。

1. 通学の際は、別掲の制服を着用のこと。
2. 上靴などについては、別に指示する。
3. 頭髪は男女共に、高校生としての品位を失わないようにすること。
4. 貴重品はみだりに持参しないこと。
5. 教員が許可する場合を除き、原則として校内では携帯電話を使用しないこと。
6. 所持品には、できる限り記名をしておくこと。

4 男女の交際

他から誤解を招かないように、すべて公正、明朗な態度を保つこと。

5 生徒の義務

1. 諸費の納入は期限までに納めるように。怠ったときは、登校を停止されることがある。
2. 清掃当番、日直当番。
3. 学級委員その他の役員の任務。

6 学習の態度

1. 正当な理由なくして、遅刻・早退・欠課・欠席をしないこと。
2. 自習時間にも、他の授業の妨げにならないよう静粛にすること。
3. 室内では、防寒着を着用しないこと。

7 選挙活動や政治活動

学校の校内においては、選挙活動や政治活動を行わないこと。ただし、学校教育上支障がなく、校長の許可がある場合を除く。

8 諸届

1. 欠席・欠課・早退・遅刻等は、その理由を事前に、やむを得ない場合は事後速やかに、所定用紙で学級担任に届けること。なお、病気欠席1週間以上わたるときは医師の診断書を添えること。
2. 休暇中のホームルーム活動・部活動・旅行・登山・アルバイト等は、事前に指導部に届けること。
3. 住所等の変更は所定用紙（事務室にある）で速やかに届けること。

9 忌引

近親者の死亡の場合、忌引は次の日数以内で認められる。

- 父母・・・・・・・・・・・・・・・・・・7日
- 祖父母、兄弟姉妹・・・・・・・・・・5日
- 曾祖父母、伯叔父母、同居の親族・・・3日
- その他の親族・・・・・・・・・・1日

10 考查に関する注意

1. 原則、夏期予鈴8時20分、開始8時30分。休憩時間20分。
冬期予鈴8時50分、開始9時。休憩時間20分。
2. 考查時間表及び使用教室一覧表は、総務に配布する。混合組の受考者は、黒板に向かって左から組番号の若い順、名列順に着席すること。
3. 考查の2日前から、許可なくして教員室、準備室等に入ってはならない。
4. 考查前日までに机の中などの個人の持ち物は持ち帰しておくこと。
5. 考查前日の教室掃除当番は、教室の机を考查用に並べること。
6. 平素授業を受けていない科目の受考は認められない。
7. 考查場では、特に許可された物以外の物品を所持してはならない。必要な筆記用具のみを机の上に出し、用具箱は出しておかない。鞆、その他の所持品は、考查開始に先立ち、すべて教壇または教室後部の床の上に並べ、整頓しておくこと。携帯電話等は電源を切り、鞆の中へしまっておくこと。
8. 常に公明正大な態度を保ち、不正行為は勿論、私語・傍見など誤解を招くような行為はしないこと。消しゴムなどの貸し借りには、監督の先生の許可を要する。
9. 答案は必ず提出しなければならない。
10. 教員室・準備室等を除き、考查中も掃除を励行すること。
11. 最終日には、考查終了後ホームルームがある。
12. 考查に、欠席・欠課したときは速やかに学級担任に届けること。
13. 遅刻した場合、直接考查教室に行くこと。但し、考查開始30分を過ぎての受考は認められない。

11 学校の許可を要する行為

1. 集会、試合、その他を目的とする学校施設の使用。
2. 掲示、印刷物の刊行、配布及び放送。

12 懲戒される行為

1. 考查に際して不正行為のあった場合。（当該科目を0点とし、相当の懲戒が行われる。）
2. 喫煙・飲酒等
3. 暴力行為。
4. 備品等公共物を故意に破損した場合。
5. その他生徒の本分に反する行為のあった場合。

13 表彰の種類

大阪府教育委員会賞、皆勤賞、その他。

◆その他の心得・諸注意

1 学校生活に関する心得

1. 授業開始5分前の予鈴までに教室に入ること。無断で校外に出ないこと。
2. 担当教員が入室するまでに、教室に入っていること。
3. 遅刻をしたとき、必ず指導室に行き、入室許可証を受けること。
4. 授業の始めと終わりには、各自で机間に正しく起立し、教員に会釈すること。
5. 授業についての質問は、遠慮なくどしどしすること。
6. 全員が教室をあけるときの、日直または最後に出る者は、消灯の上、扉・窓を閉め、施錠すること。
7. 負傷したときや気分の悪いときなどは、保健室で手当てを受けることができる。この場合、担任に申し出ること。
8. 部活動への参加は、各自の能力・興味を考慮して決定すること。
9. 下校時刻は5時である。また、4月～11月は7時より前に、12月～3月は7時20分より前に登校してはいけない。

2 指導部への届

1. 集会届、休日活動届、旅行届（学割）：行事はすべて届けること。
2. 遺失届・拾得届：落とし物をしたり、拾得した時は届けること。
3. 運転免許証取得届：取得したものは、担任を通じて届けること。
4. 盗難届：盗難に遭ったときに速やかに届けること。（金品はロッカーに入れて鍵をかけるか、身に付けて盗難に遭わないようにすること。）
5. 異装届：けが等で正規の服装ができない者は、許可を受けること。

3 掃除に関する注意

1. 床掃除、雑巾がけ、ゴミ捨てを励行すること。掃除用具入れも整頓すること。
2. 黒板は、次の授業までに拭いておくこと。黒板ふきは、教室配置のクリーナーできれいにしておくこと。
3. 掃除用、黒板拭き、ガラスその他の破損については、保健委員が遅滞なく担任に申し得ること。

◆自転車通学許可区域・校内規則

〔届〕 自転車通学を希望する者は、指導部に自転車通学許可願と自転車保険加入確認書を提出し、許可を受けること。

〔許可区域〕 大阪市内 北区 東淀川区 西淀川区 全域
淀川区 北方面は野中北より以北。東方面は木川西より以東。
豊中市・吹田市・摂津市 他 通学可能と認めた者
上記区域内であっても、事情により認められない場合もある。

〔校内規則〕

1. 校内では絶対に乗らないこと。
2. 駐輪は定められた場所にすること。
3. 許可証（自転車ステッカー）を取り付けていない自転車に乗ってこないこと。
4. 自転車には住所・氏名・電話番号を明記すること。
5. 盗難防止のため、必ず施錠すること。（リング式、またはチェーン式を準備すること。）

以上のことに違反のあった場合は許可を取り消すことがある。当然のことながら、校外においても交通ルールを遵守すること。